

一般（修正・追記・削除等）

淀川水系流域委員会  
第75回委員会（H20.3.26）  
審議資料1-3-1

口河川整備計画原案に対する意見（案）080311版への修正文案（一般）

No.	項目名	氏名	具体的な修正文案	理由
1	意見提示の趣旨	荻野芳彦	また、「原案」はこれまで第1次、第2次の委員会では膨大な議論を積み重ねてきたが、「原案」は示されず、その上、これらの審議結果は「原案」には生かされず、また、平成16年5月8日に・・・踏まえたものとなっていない。審議は整備局の説明に多くの時間を費やし、そのため過去の議論や繰り返しの質疑があったり、整備局と委員との間で議論がかみ合わず、審議時間も十分得られなかった。	膨大な時間と経費を費やした経過と第1次、第2次委員の無念の心情をくみ取って頂きたい。
2	意見提示の趣旨	永末博幸	削除	『「原案」は・・・基礎案を踏まえたものとはなっておらず』としているが、「基礎案」は当時の河川管理者の考えであり、淀川水系流域委員会の考えではない。 宮本委員長が、当時、河川管理者である河川部長として「基礎案」を強力に指導された思い入れは理解できるが、現河川管理者の考え方はその後に新たな目で見直されて「原案」が提出されている。 「基礎案」を踏まえるべきであるという委員長の意見は、委員会の意見としては筋が通らないのではないか。
3	意見提示の趣旨	山本和夫	「現時点における委員会の意見を提示することとした」とあるが正確には委員会（三役）の意見であるので、この部分を修正されたい。	誤解を招いている。現に新聞各紙は「流域委4ダム不要」など委員会の意見として報道している。
4	意見	今井範雄	委員会は、以下に述べる内容を踏まえて「原案」を見直し、再提示されるよう求める。 →→【削除】	○整備計画原案では、「事業実施にあたっては、学識経験者の助言を得て、自然環境への影響を総合的に評価し、適切な保全対策を検討・実施していくものとする。」と述べられています。
5	意見	荻野芳彦	委員会は、「原案」を見直し、再提示されることを求めます。見直しの要点は以下に示すとおりである。なお、細部は次年度より委員会で逐次審議していく。	修文
6	意見	河合亮二	削除 「原案」を・・・・求める 修正文 整備計画を作成するに際して、この「意見」を十分考慮することを求めるものである。	全体的に「整備計画原案」を見直す必要がない。
7	意見	清水章	【下記の記述を削除】 委員会は、以下に述べる内容を踏まえて「原案」を見直し、再提示されるよう求める。	流域委員会は「河川整備計画原案」の諮問について、その考え方を答申として提出すべきもので「原案」の再提示を求めるようなものではない。
8	意見	永末博幸	全文修正 「委員会は、「原案」について以下のとおり意見を述べる。」	委員会には「淀川水系河川整備計画原案」に対する意見が求められているのであるが、この意見書（案）（080311版）はその体をなしていない。 「原案」に対する委員会の意見の全体が分かるような「意見書」を提出すべきである。
9	意見	正田忠一	「委員会は以下に述べる内容を踏まえて「原案」を見直し、再提出されるよう求める。」とあるが削除すべきである。	流域委員会の基本的役割は、専門的な立場から「河川整備計画原案」に対し、それぞれの学識、知見に基づき対案も含め助言・提言を行うべきでないか。今回の意見書が委員長発言のように「命の大切さ」にあるならば、委員会の責任において流域住民の苦悩や心の痛みを目に向け、現在の学術水準を精査し、現実性の高い提言を早期にお願いしたい。

No.	項目名	氏名	具体的な修正文案	理由
10	意見	丸山俊文	「意見」 削除	原案の修正は必要だが再掲示は必要無し
11	意見	三國昌弘	以下の文へ修正。 整備局は、以下に述べる事項を踏まえて「原案」を見直し、「整備計画案」を策定されるよう求める	主語は、「されるよう求める」に係るので「委員会」ではなく「整備局」が正しい。「原案」の再提示を求めるのは、越権行為ではないか。 委員会の意見を踏まえて、「案」を策定するよう求めるべきである。
12	1. 治水・利水「優先」、河川環境「配慮」的発想	浅野隆彦	(ゴシック部追加) ・かけがえのない琵琶湖・淀川水系 <b>河川や大阪湾</b> の環境の保全と再生	水系は一貫して濃密に影響し合っているものであり、大阪湾の記名を忘れないで欲しい。
13	1. 治水・利水「優先」、河川環境「配慮」的発想	今井範雄	1. 治水・利水「優先」、河川環境「配慮」的発想→ 【全文削除】	○整備計画原案では、「事業実施にあたっては、学識経験者の助言を得て、自然環境への影響を総合的に評価し、適切な保全対策を検討・実施していくものとする。」と述べられています。  ○どの当たりが総合的な検討を行う積極的姿勢が見られないとの判断されているのか不明です。治水・利水・河川環境が同一レベルで取り扱われているとおもいます。  ○環境に対する知見は、未だ不明な部分が多く、技術的な発展を待つて可能になるものもあるのはご存じの通りです。 ダムによる影響評価については、現時点においては、最高級の技術的知見に基づき総合的に判断するのは言うまでもないです。 その結果として、総合的・客観的に見て、小さい・影響回避・低減されとの評価であれば良いと思います。調査内容に偽装があれば別ですが
14	1. 治水・利水「優先」、河川環境「配慮」的発想	今本博健	1. 治水・利水「優先」、河川環境「配慮」的発想  最後の「・」の締めくくりの部分：修正意見  ・・・治水・利水の考え方を根本的に転換するという姿勢で「原案」を見直すことを求める。 ⇒ ・・・治水および利水の考え方を根本的に転換するとともに、それらは環境という基盤のうえに立脚するという姿勢で「原案」を見直すことを求める。	1 では、「原案」が治水・利水を優先して、河川環境については配慮にとどまっていることの転換を求めたものであるが、これら三者間の関係をどうとらえるかについて第3次委員会はまったく議論していない。 1 つめの「・」から類推すれば、第3次委員会は三者を「総合的」にとらえることを求めているようであるが、環境を「配慮」あるいは「重視」するだけでは不十分であると同様に、「総合的」にとらえるのも不十分である。 環境という基盤が崩れれば「人の生存」すらも成立しないのであるから、三者を同列に扱うのではなく、環境という基盤があり、治水および利水はそのうえに立つものであると考えるべきである。
15	1. 治水・利水「優先」、河川環境「配慮」的発想	荻野芳彦	河川環境の保全と再生 を 河川環境の整備と保全 に変更 以下同じ	河川法の文言を利用するのがよい
16	1. 治水・利水「優先」、河川環境「配慮」的発想	河合亮二	削除 いるにもかかわらず・・・・・・一步も出ていない。 修正文 認識しているのであれば、かけがえのない・・・・・・	残された自然を保全する、あるいは再生する願いは価値観の違いはあるものの、一般住民の共通の思いである。環境評価はその事業を所管するところの技術指針等に沿って実施されているので、評価に疑問があれば、3頁以降の個々のダム計画のところで建設的な意見を述べるべきと思う。

No.	項目名	氏名	具体的な修正文案	理由
17	1. 治水・利水「優先」、河川環境「配慮」的発想	河合亮二	削除 治水・利水の考え方を・・・・・・見直すことを求める。 修正文 環境について、各々のダム計画において現在明らかになっている特筆すべき事項を具体的に述べ、今後の対策を記述することを求める。	残された自然を保全する、あるいは再生する願いは価値観の違いはあるものの、一般住民の共通の思いである。環境評価はその事業を所管するところの技術指針等に沿って実施されているので、評価に疑問があれば、3頁以降の個々のダム計画のところでは建設的な意見を述べるべきと思う。
18	1. 治水・利水「優先」、河川環境「配慮」的発想	河合亮二	削除 しかし、ダム建設・・・・・・に基づいているとは認められない。 修正文 ダム建設については、洪水から人命・財産を守る治水、生命の維持等に必要なた利水を優先させるのはやむを得ないが、開発に伴う自然破壊を最小限に止める姿勢を一層明確にする必要がある。	残された自然を保全する、あるいは再生する願いは価値観の違いはあるものの、一般住民の共通の思いである。環境評価はその事業を所管するところの技術指針等に沿って実施されているので、評価に疑問があれば、3頁以降の個々のダム計画のところでは建設的な意見を述べるべきと思う。
19	1. 治水・利水「優先」、河川環境「配慮」的発想	久保郁夫	『環境面は「配慮する」姿勢にとどまり、』の文言についての疑義。	川上ダムでは「環境との調和」に配慮して、付替道路工事で猛禽類の保全対策等の策を講じ、今後も環境面での調査・保全対策を実施しようとしている。 よって、河川環境に対して十分に積極的姿勢があると思う。
20	1. 治水・利水「優先」、河川環境「配慮」的発想	倉田亨	環境面は「配慮する」姿勢にとどまり、環境保全なくして人類の存命はありえないことを基本的姿勢として、治水・利水はその土台の上でこそ許される検討項目である。 ～もっぱらコスト面の検討にとどまり、 <u>環境保全コストについても十分な検討・負担の姿勢を明示すべきである。</u> ～考え方に基づいて早急に修正・実施を人々が望む「原案」に改めるべきである。 ～「原案」の見直しを強く求める	「原案」修正の、希求意志をもっと強く言うべきだ 環境保全優先思想に貫かれた「原案」に改めるという一貫姿勢を強く求めたい。
21	1. 治水・利水「優先」、河川環境「配慮」的発想	酒井隆	しかし、ダム建設については・・・ 「しかし、」を削除し、「ダム建設については・・・」の前に下記を挿入  「しかも、淀川水系流域委員会は、今日まで公募委員や流域関係住民の創造的な琵琶湖・淀川水系流域圏社会の実現ため「淀川モデル」を構築してきました。事業中ダムの予定地移転住民の「怨念」は、いまだに解決されずにいます。近畿地方整備局は、流域委員会を一方向的に休止し、国交省社会資本整備審議会の河川整備計画基本方針決定後、委員を半数入れ替え、淀川水系河川整備計画原案を提示してきている。新規委員や納税者関係住民は、整備局の原案説明責任と、これまでの審議の経過を十分に理解できていません。しかも、」	意見書（案）は、3次流域委員会発足後、審議経過を踏まえた委員長はじめ、三役の労作「タタキ台」です。 これからが「原案」審議のスタートです。春の選抜高校野球もプレイヤーボールです。キャッチボール&コミュニケーションを期待します。基本的に意見（案）賛成です。
22	1. 治水・利水「優先」、河川環境「配慮」的発想	柴田重孝	「少なくとも」を追記→河川整備が与えてきた	河川水の環境は、河川整備に起因するものもあるが、産業経済活動や生活から発生することも多いはず。 私の家では、寝床からオオワシが見られ一輪車を押す前をカワセミがとびます。昔はいなかったのに、これが困ったこととは考えられない。
23	1. 治水・利水「優先」、河川環境「配慮」的発想	柴田重孝	「根本的に転換する」を削除	
24	1. 治水・利水「優先」、河川環境「配慮」的発想	柴田重孝	削除	目的が環境で始まったことではない。配慮する姿勢で当然で、十分である。（生命財産を守り、利水、治水が目的）

No.	項目名	氏名	具体的な修正文案	理由
25	1. 治水・利水「優先」、河川環境「配慮」的発想	高木多喜雄	<p>環境への負担については、当然配慮すべきものでありますが現在の知見で具体的な方法や施策は提示出来る範囲は限定されいると思います。</p> <p>現時点においては、「今後事業を進めることと併行して、必要な調査検討しつつ具体的な環境への対策を講じていくこと」が良いと思います。</p>	
26	1. 治水・利水「優先」、河川環境「配慮」的発想	永末博幸	<p>削除・全文修正 たとえば、意見書（案）が言う「積極的姿勢のある」施策を掲げた文章にする</p>	<p>ダム建設反対を全面に出した意見書（案）が主張する環境への積極的姿勢とは、「ダム建設を中止する」ことしかないであろう。</p> <p>しかし、ダムは必要であるという立場の河川管理者や地元住民にとっては、環境に「配慮する」姿勢が単なる言葉だけでなく実質的に対応するのであれば、それは立派な「積極的姿勢である」と言える。</p> <p>もし「ダムを建設する」としたときの環境への対応において、河川管理者が環境に対し積極的姿勢でないことがあれば、委員会は河川管理者に対し積極的な対応策を教授すべきである。それが真の治水と環境との調整であろう。事業を中止することだけが積極的姿勢ではあるまい。</p> <p>そういう意味において、委員会には環境に対する真の責任感が欠如している。</p>
27	1. 治水・利水「優先」、河川環境「配慮」的発想	永末博幸	削除	<p>「従来型発想から一步も出ていない」ということだが、意見書（案）の「一步出る」という意味合いは、ダム事業を「中止する」ということだろう。</p> <p>およそ環境分野における最善策が事業実施と相反するものであるならば、時には環境面からは次善の策を選択することもなければならない。環境面が常に最善策だけを求めれば、社会活動は何もできなくなるからである。</p> <p>一概にダムといっても、そのダムに関わる社会的経緯や環境への影響、事業効果などを考慮してダムの是非を判断すべきであるが、意見書（案）からはそのように感じられない。</p> <p>何故ならば、意見書（案）が推奨する「耐越水堤防」については、堤防がどのような構造であるのか、その構造で地震対応はできるのか、万が一、堤防が地震で破壊されたときにはどのような対応ができるのか、地下水への影響など副次的問題は無いのか等の議論が全くされていない中で、「耐越水堤防」が何故河川環境に対して「従来型発想から一步出ている」と言えるのか甚だ疑問であり、自分に都合の良い、論理に一貫性のない意見書（案）である。</p>

No.	項目名	氏名	具体的な修正文案	理由
28	1. 治水・利水「優先」、河川環境「配慮」的発想	堀本尚宏	<p>(「・整備局は・・・総合的な検討を行う積極的姿勢が見られない。」に続いて追記)</p> <p>・丹生ダムを例にすれば、ウェブサイトで12年以上におよぶ期間のイヌワシ1つがいとクマタカ7つがいの各年の繁殖状況が公表されているが、イヌワシの繁殖成功率は極めて低い。クマタカにおいても一部のつがいは50%程度の成功率を保ってはいるものの、成功率が低いつがいが多い。イヌワシやクマタカは森林生態系の上位に位置することから生息地の自然環境の指標種といえるが、このような繁殖成功率の低さから推測すると、ダム事業地周辺の自然環境は必ずしも良好な状態とは言えず、こうした状況で根本的な生息地の保全対策なしにダム事業が進行すれば、更なる自然環境の悪化を招き、致命的な影響を与えかねない。本来なら蓄積された調査データに基づいて環境影響評価の見直しがなされ、具体的な保全対策が整備計画に盛り込まれるべきである。しかしながら、「原案」にはイヌワシやクマタカなどの希少な猛禽類の生息地の保全については、丹生ダムの例にみられるように一切触れられていない。他のダムにおいてもイヌワシやクマタカ、オオタカなどの猛禽類の調査が実施されていると思われるが、これらの調査の結果を踏まえた具体的かつ効果的な保全対策を「原案」に盛り込むべきである。</p>	全国各地でダム事業と猛禽類との問題が発生しているにも関わらず、猛禽類の生息地保全に関する点が原案に含まれないのは問題である。また、丹生ダムのように極めて長期におよぶ調査を実施しながら、具体的な保全対策が記されていないのは、調査が事業推進の免罪符として行われているとみられても仕方がない。
29	1. 治水・利水「優先」、河川環境「配慮」的発想	森本博	<p>を示している。から以下追記挿入</p> <p>整備対象区間を大臣管理区間とし、かつ水源として貯水施設のみを限定して整備対象区間としているのは不可解である。「川が川をつくる」の始まりは源流であり、水源地域である。その水源機能の整備と保持が川の生命であり河川環境整備の根幹と位置づけて、水源整備対象地域として河川管理者が主導的に施策の推進をはかるべきである。原案においては、・・・水源地域の低下が懸念される。との記述があるのみである。</p>	<p>伊賀盆地は木津川の源流域です。その支流（1級河川）は100以上あります。その源流域の現状は原案の記述の通りですが、荒廃はもっと深刻です。</p> <p>水源涵養林の育成や危険溪流400数箇所の整備を行なうには、巨額の費用と時間がかかります、社会的格差問題と財政問題をかかえる地方自治体においては困難な問題です。上下流域一体として淀川水系全体の取り組むべき施策として基本的な考え方をまとめる必要があると考えます。</p> <p>3. 現状の課題 3.5.5 上下流連携</p> <p>4. 河川整備の方針と具体的な整備内容</p> <p>4.5.5 上下流連携</p> <p>ダムに対する理解と協力を得るための施策のみで、水源地域の整備についてはまったく触れていません。</p>
30	1. 治水・利水「優先」、河川環境「配慮」的発想	森本博	<p>・また、川上ダムの長寿命化容量確保の検討においては、から以下追記挿入</p> <p>既存ダムの堆砂・砂防問題はダム建設が始まった当時の長年の懸案問題である。すぐに埋まる砂防堰堤のみの対策、入るを制する抜本的な堆砂対策などの技術改新の提案もなく旧態依然のダムを建設せんとする姿勢のみならず、</p>	新しくものを作る場合、問題点を解決しかつ技術的工夫や開発をしたうえで製品化・建設されるべきものとする。それが技術者の矜持であり誇りである。しかるにこの国のダム技術者は官の立場において造るを優先しその矜持と誇りを失っている。
31	1. 治水・利水「優先」、河川環境「配慮」的発想	森本博	<p>整備局が示した から以下追記挿入</p> <p>「河川整備基本方針」ならびに</p>	<p>河川整備基本方針</p> <p>1、 河川の保全と利用に関する基本方針</p> <p>(2)……水源から河口域まで一貫した計画に基づき</p> <p>……………目標を明確にして……河川の総合的な保全と利用を図る……</p> <p>流域一体となって取り組む。</p> <p>とありますが原案においては総合的施策の記述が見当たりません。とくに水源地域および水系での大臣区間外とされる1級河川について。</p>
32	1. 治水・利水「優先」、河川環境「配慮」的発想	吉田徳夫	流域に暮らす住民の命と財産を守り、かけがえのない……………	

No.	項目名	氏名	具体的な修正文案	理由
33	2. 堤防決壊から住民の生命を守れない洪水対策	浅野隆彦	(ゴシック部追加) ほとんど変わらない。しかも、「計画規模洪水」の基本高水流量選定が過大になっている事を考慮すると、そのシミュレーションでの水位は大きく低下する。	河川整備基本方針検討小委員会で採用された枚方地点ピーク流量17,500m <sup>3</sup> /sとする「基本高水」は確率・統計学の原理にも背き、「河川砂防技術基準」にも合わない遣り方で選定されており、極めて過大なものであることは、私以外にも「専門家(小松好人氏)」が指摘している。シミュレーションに於いて、流量配分は大きく低減されるべきである。
34	2. 堤防決壊から住民の生命を守れない洪水対策	今本博健	2. 堤防決壊から住民の生命を守れない洪水対策 2つめの「・」の締めくくりの部分：修正意見 ・・・治水の根元的な使命を最優先で果たすことに寄与しないことを明らかにしている。 ⇒ ・・・治水の根元的な使命を果たすことに結びついていない。	「寄与しないことを明らかにしている」は「いいすぎ」のきらいがある。 河川改修やダム建設の対策だけでは「治水の根元的な使命」を果たせないが、これらの治水の効果を完全に否定するかのような表現は適切でない。
35	2. 堤防決壊から住民の生命を守れない洪水対策	上島隆雄	「越水しても急激に破堤しない耐越水堤防」への強化対策に予算を有効に使い、破堤による壊滅的な被害の回避、軽減を流域全体で最優先に取り組む・・・と書かれていますが、破堤による壊滅的な被害の回避等行うにはスーパー堤防しかないわけですから、堤防強化(越水対策)を行いながら、ダムや遊水地、河道掘削や川の拡幅等の施策を行い、防災に努めるべきです。	「破堤しない耐越水堤防」を造るとなれば、長い年月(早くても50年以上)かかると考えられることから、整備局の提案している河道掘削+ダム及び堤防強化を実施すべきと考えます。
36	2. 堤防決壊から住民の生命を守れない洪水対策	河合亮二	修正文 危険性はほとんど変わらない → 危険性はあまり変わらない	我が国は、地形・降雨特性から、洪水のピーク流量が大きく、ハイドログラフが鋭く立っており、河状係数の大きいことが特徴であって、ピークカットはダム・遊水池等によることが有効であるのは当然である。従って、ダムと堤防(強化を含む)等によって治水効果が現れる。地形・地質から支川が細分化されており、小中規模ダムの建設が多くなるのはやむを得ないことである。
37	2. 堤防決壊から住民の生命を守れない洪水対策	河合亮二	追記文 有効に使い、ダム計画を含めて破堤による・・・・・・・・	我が国は、地形・降雨特性から、洪水のピーク流量が大きく、ハイドログラフが鋭く立っており、河状係数の大きいことが特徴であって、ピークカットはダム・遊水池等によることが有効であるのは当然である。従って、ダムと堤防(強化を含む)等によって治水効果が現れる。地形・地質から支川が細分化されており、小中規模ダムの建設が多くなるのはやむを得ないことである。
38	2. 堤防決壊から住民の生命を守れない洪水対策	河合亮二	削除 修正文 で「原案」を見直すことを求める。 が明瞭に現れている。	我が国は、地形・降雨特性から、洪水のピーク流量が大きく、ハイドログラフが鋭く立っており、河状係数の大きいことが特徴であって、ピークカットはダム・遊水池等によることが有効であるのは当然である。従って、ダムと堤防(強化を含む)等によって治水効果が現れる。地形・地質から支川が細分化されており、小中規模ダムの建設が多くなるのはやむを得ないことである。

No.	項目名	氏名	具体的な修正文案	理由
39	2. 堤防決壊から住民の生命を守れない洪水対策	河合亮二	修正文 守れない → 守る	残された自然を保全する、あるいは再生する願いは価値観の違いはあるものの、一般住民の共通の思いである。環境評価はその事業を所管するところの技術指針等に沿って実施されているので、評価に疑問があれば、3頁以降の個々のダム計画のところでは建設的な意見を述べるべきと思う。
40	2. 堤防決壊から住民の生命を守れない洪水対策	河合亮二	削除 に寄与しない・・・・・・している 修正文 を最小限に止めたことを意味している。	我が国は、地形・降雨特性から、洪水のピーク流量が大きく、ハイドログラフが鋭く立っており、河状係数の大きいことが特徴であって、ピークカットはダム・遊水池等によることが有効であるのは当然である。従って、ダムと堤防（強化を含む）等によって治水効果が現れる。地形・地質から支川が細分化されており、小規模ダム建設が多くなるのはやむを得ないことである。
41	2. 堤防決壊から住民の生命を守れない洪水対策	高木多喜雄	「越水しても急激に破堤しない耐越水堤防」・・・・・・を最優先とありますが、耐越水対策は有効な対策ではありますが、対象延長が長く非常に長期間が必要です。整備計画においては、先ず現在ある程度まで進捗し地元も了解または協力が得られている段階まで進められ下流などへの効果が十分期待できるダム等の事業を、最優先に取り組み姿勢 とすべきと思います。	
42	2. 堤防決壊から住民の生命を守れない洪水対策	田村孫健	文章の中に大戸川ダムを除くと云う文章に変えていただきたい。	「越水しても急激に破堤しない耐越水堤防」への予算を有効に使う面から云えば大戸川ダムはすでに500億程使用されていると思いますが今後耐越水堤防を作る費用と流水ダムを作る場合と比較した場合、流水ダムの方が経費は低いと思います。農業で生計を立てている農地を遊水地にすることは絶対に認められません。
43	2. 堤防決壊から住民の生命を守れない洪水対策	寺村正和	(修正前) 現状と整備後とで堤防決壊の危険性はほとんど変わらない (修正後) 現状と整備後とで堤防決壊の危険性は少なくなる	今日まで河川等を整備されたことで河川の氾濫を防ぐことができている。よって、現状と整備後ではかなり効果が違っていると思う。
44	2. 堤防決壊から住民の生命を守れない洪水対策	中川芳江	現行 「住民の生命を守ることを第一として、・・・・」 修正案 この段落または段落の前に、現実的に治水に課題を抱えている住民の目線に立った意見を書き加える。	河川管理者が提案している対策が、真に治水対策を必要としている人々にとって適切でないとすれば、それは決定的に重要な理由である。真に治水対策を必要としている人々の目線から見て、どうかを是非記述して頂きたい（できればわかりやすく）。

No.	項目名	氏名	具体的な修正文案	理由
45	2. 堤防決壊から住民の生命を守れない洪水対策	永末博幸	全文修正 たとえば、事業中のダムによる速効性のある一定効果を上げつつ、「耐越水堤防」を目指した堤防強化を実施するという文章にする	「耐越水堤防」については議論が未熟である。すなわち、「耐越水堤防」の構造も、効果も、環境への影響も、建設費用も、工事期間も何もわかっていない。ただ「越水しても急激に破堤しない」堤防でありたいという願いがあるだけである。 「切れない堤防」ができないかという話は今に始まったことではなく、30年位前にも同様の話があった。だから仮に今後検討するにしても簡単ではないと思うし、検討すれば必ずできるとも言えないように思う。私の一番の気がかりな点は耐震対策であるが、委員会には河川構造を専門とする委員は誰もいない。 できるだけ耐越水堤防にしようという考えに反対するものではなく、むしろ賛成であるのだが、それを河道計画論の前提として、だからダムは不要であるという論理ができるほどの  技術的、経済的、環境的要素を考慮した社会的合意が得られていないから、淀川整備計画では成熟している事業中のダムによる速効性のある一定効果を上げることも必要であると主張しているのである。 委員会には、もっとバランス感覚を持った判断を望みたい。
46	2. 堤防決壊から住民の生命を守れない洪水対策	永末博幸	全文修正 たとえば、水系全体を評価した文章にする	原案による整備後の上流・中流部への効果は大きいものがある。従って、7～9行の論理は上流や中流にとっては成り立たない。 意見書（案）は、水系全体を見た意見とはなっていない。
47	2. 堤防決壊から住民の生命を守れない洪水対策	古市秀樹	・ 住民の生命を・・・「越水しても急激には破堤しない・・・」 ↓ @住民の生命とくらしを守ることを第一として、際限のない自然現象・・・土地利用計画を含めた流域対策をこうじ、ダム設置などの治水対策を最優先で取り組むべきである。	遊水地案には住民の命とくらしを守る視点がない。遊水地の田畑は水に浸ってもいいという案は農業者には認められない。
48	2. 堤防決壊から住民の生命を守れない洪水対策	細川ゆう子	避難体制の整備、土地利用計画を含めた流域対策 →  従来の情報伝達・避難体制の整備にとどまらず、建物の耐水化、土地の利用規制、道路の二線堤・輪中堤化などの流域対応（流域で行う治水対策）に前向きに取り組むべきである。河川対応においては、破堤原因の80%までが越水である現実を真摯に受け止め、高規格堤防（スーパー堤防）以外の「越水しても急激に破堤しない耐越水堤防」の新たな工法の確立に努め、早急に堤防補強を進めるべきである。あらゆる洪水に対して破堤による壊滅的な被害の回避・軽減を流域全体で最優先に取り組むという姿勢で「原案」を見直すことを求める。  他に修正事項はありません。全面的に賛同します。	二次までの流域委員会では、河川管理者が提示する従来の流域対応では取り組みが不十分とし、さらに積極的な流域対応を提言してきた。また堤防補強についても、侵食・浸透だけでなく越水や地震を考慮し、従来工法にとらわれず、土堤原則を脱却し、ハイブリッド堤防（混成堤防）の検討を求めている。 三次委員会においても、新たな治水への取り組みを河川管理者に促してほしい。

No.	項目名	氏名	具体的な修正文案	理由
49	2. 堤防決壊から住民の生命を守れない洪水対策	藪田秀雄	<p>「2、堤防決壊から住民の生命を守れない洪水対策」あるいは「4、個々のダム計画について（1）大戸川ダム・天ヶ瀬ダム再開発」のどちらかに下記を追加してください。</p> <p>・原案は天ヶ瀬ダム再開発事業の中で、琵琶湖後期放流に対応する天ヶ瀬ダム1500m<sup>3</sup>/s放流を計画しているが、この放流計画は宇治市民にとって危険でありかつ河川環境の破壊が進行することとなり市民の納得は困難であり、必要性和緊急性について再検討し、見直されたい。</p>	<p>・琵琶湖後期放流の目的の琵琶湖沿岸の浸水被害は、琵琶湖総合開発事業の湖岸堤築堤、排水機場設置などによって大きく改善されており、また整備局も備えているように1500m<sup>3</sup>/s放流を行っても琵琶湖沿岸の浸水はゼロにならない。</p> <p>・必要なことは委員会が平成15年12月に「淀川水系河川整備計画基礎案に対する意見書」で指摘しているように輪中堤の建設・ピロテター構造化などの方策と浸水の可能性のある周辺農地を『遊水地』や野生生物の生息地として借り上げる等『水田の多目的機能』政策との連携、土地利用の誘導など必要性に応じた個別的具体的かつ総合的な対策である。</p> <p>・天ヶ瀬ダム1500m<sup>3</sup>/s放流時の宇治川下流の堤防の安全性について宇治市民は大変な危険性を危惧する。天ヶ瀬ダム1500m<sup>3</sup>/s放流の宇治川への影響は全国の河川で前例がないものである。計画規模洪水よりも高い水位（塔の島地区では、H.W.L. 目一杯の放流）と高水位の継続時間が昭和36年6月洪水シミュレーションの場合16日間と、「宇治川の場合の最高水位での洪水継続時間は1時間と設定している」（受付番号1400に対する回答）との比較でみても24×16倍の長期間であって、宇治川堤防の特徴から見て堤防への影響は深刻である。</p> <p>・宇治川の戦後最大洪水対応と河川環境の整備・保全是塔の島地区1200m<sup>3</sup>/sレベルの改修でもって対応が可能であるが、天ヶ瀬ダム1500m<sup>3</sup>/s放流は塔の島地区の河川環境の整備・保全の可能性を根幹から覆すものである。</p> <p>・琵琶湖後期放流の放流量は下流の宇治川の流下能力によって規定され、それ以外に1500m<sup>3</sup>/sの根拠はない。したがって天ヶ瀬ダムの放流量は宇治川洪水に対応する放流量と同程度を検討すべきであって、1500m<sup>3</sup>/s放流は宇治市民として絶対納得ゆかない。</p>
50	3. 従来型水資源開発の継続、水需要管理の具体的施策の欠如	今井範雄	<p>3. 従来型水資源開発の継続、水需要管理の具体的施策の欠如</p> <p>①維持流量の削減等→【削除】</p>	<p>○維持流量とは、河川の生態系の保持、そして人間が利活用等維持していくため流量であると理解しています。</p> <p>淀川の維持流量はその昔から河川管理者、地域の人々に守られてきたものであると理解しています。</p> <p>その中で、代替えとして他の対策と同レベルでの議論が出来るものではないと思います。</p> <p>転用した場合の影響は、そのことを想定しての調査・検討・評価はしていない中で、軽々に判断は出来ませんが計りしれないものがあると思います。</p>
51	3. 従来型水資源開発の継続、水需要管理の具体的施策の欠如	今本博健	<p>3. 従来型水資源開発の継続、水需要管理の具体的施策の欠如</p> <p>2つめと3つめの「・」：修正意見</p> <p>2つめで、水需要管理の内容を示し、それを実現する姿勢で「原案」を見直すことを求め、3つめで川上ダムと丹生ダムについての問題点の指摘と見直しを求めるように修正するほうがよくないか。</p>	<p>水需要管理は、河川の水量をできるだけ自然の状態に近づけるために「水需要」を「管理」しようとするのであって、新たな水資源を開発せずにすむようになることは、結果として得られる成果の一つに過ぎない。</p> <p>したがって、河川管理者の理解は正鵠を射ているとはいえず、委員会も十分に理解していないのではないか。</p>

No.	項目名	氏名	具体的な修正文案	理由
52	3. 従来型水資源開発の継続、水需要管理の具体的施策の欠如	上島隆雄	ダム等のハード施設の建設を抑制して、水需要管理を積極的に取り組むという姿勢が見られない。 と書かれていますが、 (なぜ上記の様な表現になるのか良くわかりません) ・・・水需要管理を積極的に取り組むという姿勢が見られると書くべきです。	整備局は水需要管理に対して具体的施策について、水需要の抑制、水利権の見直しと用途転用、異常渇水時の取水制限の強化、維持流量の削減等の施策を進める等記載しており、積極的に取り組むという姿勢が見られないということはない。
53	3. 従来型水資源開発の継続、水需要管理の具体的施策の欠如	荻野芳彦	・・・節水型社会を目指す。」として、水需要の精査確認、水利権の見直しと用途間転用、既設水源施設の再編と運用の見直し、渇水対策会議の改正と調整、という基本的な考えを示している。	基本的な考えを追加
54	3. 従来型水資源開発の継続、水需要管理の具体的施策の欠如	河合亮二	削除  しかし、整備局には	新規利水に対する水源確保・受益者負担の原則、権限、制度、権利、義務等の問題が絡み考え
55	3. 従来型水資源開発の継続、水需要管理の具体的施策の欠如	河合亮二	削除  進め	新規利水に対する水源確保・受益者負担の原則、権限、制度、権利、義務等の問題が絡み考え
56	3. 従来型水資源開発の継続、水需要管理の具体的施策の欠如	河合亮二	削除  の欠如	新規利水に対する水源確保・受益者負担の原則、権限、制度、権利、義務等の問題が絡み考え
57	3. 従来型水資源開発の継続、水需要管理の具体的施策の欠如	河合亮二	削除  姿勢が見られない。以降全文 修正文  努力を河川管理者として粘り強く推し進めることを求める。	新規利水に対する水源確保・受益者負担の原則、権限、制度、権利、義務等の問題が絡み考え
58	3. 従来型水資源開発の継続、水需要管理の具体的施策の欠如	倉田亨	～最優先に取り組むことを明確にした「原案」に改めるべきである 水需要管理を積極的に取組むことを明示すべきである。	
59	3. 従来型水資源開発の継続、水需要管理の具体的施策の欠如	佐川克弘	追記前：しかし、整備局には、川上ダムに係わる三重県伊賀水道事業の新規水資源開発や、丹生ダムに係わる異常渇水対策容量の確保について・・・ 追記後：しかし、整備局には、川上ダムに係わる三重県伊賀水道事業の新規水資源開発、天ヶ瀬ダム再開発に係わる京都府営水道の新規水資源開発、丹生ダムに係わる異常渇水対策容量の確保について・・・	理由：京都府営水道は、現時点でほぼ0.3m <sup>3</sup> /secの水余り状態です。 (確保済み水利権=2.06m <sup>3</sup> /sec、H16取水実績=1.78m <sup>3</sup> /sec) その上、天ヶ瀬ダム再開発で0.6m <sup>3</sup> /sec獲得して、合計2.66m <sup>3</sup> /secの水利権を獲得しようとしております。他方、京都府の「水増し需要予測」によれば、H32における一日最大給水量は171,800m <sup>3</sup> (水利権量換算2.15m <sup>3</sup> /sec)です。つまり京都府の新規水資源開発は、未来永劫0.51m <sup>3</sup> /sec以上の水余りとなるのです。しかも需要予測には数々の疑義があり、実質的にはもっと大量に水余りとなるだろうと考えられます。京都府の新規利水を許容すべきではないと考えます。 ※意見書No.941～944、985～987参照

No.	項目名	氏名	具体的な修正文案	理由
60	3. 従来型水資源開発の継続、水需要管理の具体的施策の欠如	藪田秀雄	<p>「3、従来型み時資源開発の継続、水需要管理の具体的施策の欠如」の次に項目追加してください。</p> <p>・原案は、河川管理施設の耐震対策に関する具体的な方針・計画が欠如している。淀川水系河川整備計画基礎案の瀬田川・宇治川の耐震調査・対策の記述を削除して河川全般に一般化している。河川管理施設の耐震対策に関する具体的な方針および計画を再検討し、具体的に提示された。</p>	<p>理由</p> <p>・原案は、現況の課題で「平成7年兵庫東南部地震によって淀川下流部の堤防が破壊されたことを受けて堤防の地震対策が実施されてきた。淀川大堰、毛馬排水機場の重要構造物については、耐震点検を実施の上、対策を行っているが、その他の河川管理施設の多くについては耐震点検が実施されておらず安全性が確認されていない」と記し、「4、河川整備の方針と具体的な整備内容」で「淀川大堰は、耐震対策を継続実施する。上記以外の河川管理施設は、耐震点検を実施の上、対策を検討する。また、許可工作物に対しても耐震点検及び対策を実施しよう申請者に対して助言を行う。」とのみ記しており、いつまでどの様な対策をおこなうのか具体的な方針・計画を全く示していない。</p> <p>・質問34（宮本委員）は「多くの河川管理施設で耐震点検が実施されていない理由は何か」と指摘。質問49（河田委員）は「30年先をみなすものであれば、南海地震の発生を視野に入れて堤防等の施設の耐震補強、液状化対策を積極的に進めなければならない。南海地震が、遅くとも今世紀半ばまで発生することは常識である。その場合、淀川流域の河川施設の大半は、震度6弱から5強の揺れに遭遇すると考えられる。・・・地震による河川施設の被災が、つぎの洪水氾濫災害につながらないような複合災害対策を進めなければならない。この点の記述が一切見られない。もし、現在すでに施工中ならそのことを記載しなければならない。」と指摘。これらに対し河川管理者は「H19年3月に河川構造物の耐震性能照査指針（案）が策定されたところであり、今後耐震点検を進めてゆきます。」とのみ回答。</p> <p>・質問221（藪田）「宇治川堤防の点検内容と対策について具体的に説明されたい。宇治川の堤防の耐震調査は実施されたかどうか。耐震対策はどうなるのか。昭和28年台風13号洪水を対象にした場合と琵琶湖後期放流を対象にした場合の堤防の安全性と対策の違いについて説明されたい。」に対し、「河川構造物の耐震性能照査指針（案）が平成19年3月に新たに制定されました。宇治川堤防については旧基準による調査検討は完了しており、引き続き新指針による調査検討を進めています。」だけで具体的に何も答えていない。</p> <p>・質問222（藪田）「基礎案『4.3.3地震・津波、(2) 河川管理施設の耐震対策』で『1) 堤防の耐震対策実施①淀川下流、②瀬田川・宇治川、2) 堤防以外の河川管理施設の耐震対策』が詳細に書かれ、基礎案の『②瀬田川・宇治川琵琶湖の後期放流により長期の高水位が継続する瀬田川・宇治川区間』については、堤防強化との関係を含めて、耐震補強を検討し、実施する。』が原案では削除されているのはなぜか。」と指摘。河川管理者は「新指針は、堤防を含め主な河川構造物について規定されており、原案では対象となる全ての河川管理施設について耐震点検を実施の上、対策を検討することとしています。」とのみ回答し、あきらかに他の河川では起こり得ない特異な状況を引き起こす瀬田川・宇治川について基礎案の記述を削除した理由を説明していない。</p> <p>・「淀川水系河川整備計画原案における各ダムの概算事業費とそれをふまえた治水対策の進め方について」（平成19年12月20日記者会見・第69回委員会（H19.12.27）審議資料1～6）においても「別添資料―2「淀川水系の治水対策の進め方」の「5、具体的整備順序の検討」、「河川整備基本方針における流下能力向上策」において「全川において、平成19年3月までに概ね終了した堤防の安全性に関する調査結果を受けて、浸透、浸食に対する堤防補強を進める。</p> <p>・下流においては、洪水の流下阻害となっている橋梁の架替や河道の掘削を実施する。なお、浸透、浸食に対する堤防補強に資する堤防天端の舗装を進めるとともに、堤防裏法のブロックマット張りなど、越水に対する耐力の向上に向けて引き続き検討する。」と記しているだけで、河川管理施設の耐震調査・耐震対策の具体的な方針や計画はまったく示されていない。</p> <p>・以上のように今後30年間の河川整備計画原案において河川管理施設の具体的な耐震対策の方針・計画が欠如している。</p>
61	4. 個々のダム計画について	山本和夫	<p>委員会は現時点においてこれらのダム建設の「実施」を河川整備計画に位置づけることは認められない。・・・削除するまたは賛否両論を併記する</p>	<p>評価が割れるところであり一方的断言できない。</p>
62	4(1). 大戸川ダム・天ヶ瀬ダム再開発	今本博健	<p>4 (1)大戸川ダム・天ヶ瀬ダム再開発</p> <p>大戸川ダムと天ヶ瀬ダム再開発はそれぞれに異なった役割をもっており、別々に記述したほうがよいのではないか。</p> <p>また、「計算誤差の範囲」とはなにを意味するのか。</p>	<p>計算誤差には、初期条件および境界条件あるいは計算式の諸係数などに含まれる不確定性に基づくものと、計算手法に原因する差異とがある。ここでいう「計算誤差」はなにを意味するのかを委員会は説明できるのか。</p>
63	4(1). 大戸川ダム・天ヶ瀬ダム再開発	河合亮二	<p>削除 修正文</p> <p>極めて・・・・・・認められない。</p> <p>限定的と判断されるが、水系全体の治水計画あり、可及的すみやかに実施することを求める。</p>	<p>水没地の移転も完了していて、前述のとおり、残されたダム地点も少なく、今後の異常気象対策にも効果を発揮される。</p> <p>治水・利水については前述のとおり。</p> <p>既設ダムの長寿化対策は、ダムは半永久的な構造物であり、社会資本の老朽化、ライフサイクルコストの低減に対して、初期投資は重要な事項である。既設ダムのバックサンドの問題も緩和されるので、実施すべきである。</p>

No.	項目名	氏名	具体的な修正文案	理由
64	4(1). 大戸川ダム・天ヶ瀬ダム再開発	中川学	<p>天ヶ瀬ダム再開発についての意見を大戸川ダムと別項にして、以下の意見を追加すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 宇治川（山科川上流地点）の流下能力を1500m<sup>3</sup>/sとするのは、宇治川の、とりわけ塔の島地区の景観及び河川環境に致命的な打撃を与えることとなるため、計画を再検討すること。戦後最大の洪水を安全に流下させる計画として、計画流量を1100m<sup>3</sup>/sに改めること。</li> <li>・ 天ヶ瀬ダムからの放流能力を増強するためにトンネル掘削を計画しているが、アーチ式ダムサイトの岩盤には強大な応力が作用しており、トンネル掘削は危険きわまりないので、計画を撤回すること。</li> <li>・ 琵琶湖沿岸地域の浸水被害軽減のために瀬田川、宇治川の流下能力を向上させることとなっているが、その効果はわずかなものである。琵琶湖後期放流は、宇治川流域の安全を確保できる範囲で検討すべきである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原案として示された「河川整備計画」の計画流量は1100m<sup>3</sup>/sであり、1500m<sup>3</sup>/sとする根拠はない。</li> <li>・ ダムサイト左岸には既に多くのトンネルが掘られており、そこに水路トンネルとして国内最大規模のトンネルを掘削するのは無謀である。トンネル掘削の発破による岩盤の緩みも発生する。</li> <li>・ 琵琶湖案眼地域の浸水解消は、本来は琵琶湖総合開発事業により達成されているはずおものである。後期放流量を増大させることに頼るのは的外れであり、また内水災害軽減にはほとんど効果がない。</li> </ul>
65	4(1). 大戸川ダム・天ヶ瀬ダム再開発	中川学	<p>天ヶ瀬ダム再開発についての意見を大戸川ダムと別項にして、以下の意見を追加すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 宇治川（山科川上流地点）の流下能力を1500m<sup>3</sup>/sとするのは、宇治川の、とりわけ塔の島地区の景観及び河川環境に致命的な打撃を与えることとなるため、計画を再検討すること。戦後最大の洪水を安全に流下させる計画として、計画流量を1100m<sup>3</sup>/sに改めること。</li> <li>・ 天ヶ瀬ダムからの放流能力を増強するためにトンネル掘削を計画しているが、アーチ式ダムサイトの岩盤には強大な応力が作用しており、トンネル掘削は危険きわまりないので、計画を撤回すること。</li> <li>・ 琵琶湖沿岸地域の浸水被害軽減のために瀬田川、宇治川の流下能力を向上させることとなっているが、その効果はわずかなものである。琵琶湖後期放流は、宇治川流域の安全を確保できる範囲で検討すべきである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原案として示された「河川整備計画」の計画流量は1100m<sup>3</sup>/sであり、1500m<sup>3</sup>/sとする根拠はない。</li> <li>・ ダムサイト左岸には既に多くのトンネルが掘られており、そこに水路トンネルとして国内最大規模のトンネルを掘削するのは無謀である。トンネル掘削の発破による岩盤の緩みも発生する。</li> <li>・ 琵琶湖案眼地域の浸水解消は、本来は琵琶湖総合開発事業により達成されているはずおものである。後期放流量を増大させることに頼るのは的外れであり、また内水災害軽減にはほとんど効果がない。</li> </ul>
66	4(1). 大戸川ダム・天ヶ瀬ダム再開発	永末博幸	<p>全文修正 たとえば、環境との調整の問題はあるものの、大戸川ダムの一定効果を認める表現の文章にする</p>	<p>河川水位の絶対値だけで、ダム効果の有無を評価しているところに問題がある。すなわち、淀川の水位にして17cmは計算誤差の範囲であり、効果はないという。素人目にはたったの17cmか、なるほど大した数値ではないと思われるかも知れないが、ここに論理のまやかしがある。</p> <p>17cmという値がどのような場合における17cmなのかによって、評価は異なるはずである。</p> <p>確かに、一般的には17cmは大して問題になる水位ではないが、もし洪水水位が堤防高ぎりぎりであるときに、17cm低くなるかならないかは大問題である。</p> <p>平成16年の洪水で、不幸にして円山川が堤防越水で破堤したが、もし17cm水位が低かったら破堤しなかったかも知れない数値でもある。</p> <p>このような論理の展開は、数年前のマンション偽装設計問題にも通じることになり、計画論や設計論が成り立たなくなる。</p>
67	4(1). 大戸川ダム・天ヶ瀬ダム再開発	古市秀樹	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 宇治川、淀川に対する・・・また、効果が発揮される洪水は極めて限定的であり、・・・</li> </ul> <p>↓ @大戸川では、洪水対策上の効果は発揮されるが、宇治川、淀川に対する計算数値の評価は委員の中で分かれるところである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下流の論理、敏の論理だけで意見提示されている。犠牲は上流部に強いるのではなく、水系全体で命と暮らしを守る視点をもった議論を期待する。</li> </ul>

No.	項目名	氏名	具体的な修正文案	理由
68	4(1). 大戸川ダム・天ヶ瀬ダム再開発	正田勝彦	極めて限定的であり、淀川水系河川整備計画に位置づける必要性、緊急性は認められない。 ↓ 現時点では極めて限定的であるがさらに、以上気象が続く状況と考えると、今回の淀川水系河川整備計画に大戸川ダム及び天ヶ瀬ダム再開発を位置づけることが望ましい。	過去大戸川流域において何度も大洪水による被害があり、さらに近年は地球温暖化の進行による想定外の集中豪雨による大災害が世界各地で発生していることも念頭において考えていく必要があると思う。
69	4(1). 大戸川ダム・天ヶ瀬ダム再開発	山元博一	宇治川、淀川に対する～淀川水系河川整備計画に位置づける必要性・緊急性は認められない。上流の洪水対策を追記。	淀川の治水、利水が多く議論され川下の安全や洪水対策に軸足が置かれた委員会模様であり、淀川委員会である。
70	4(1). 大戸川ダム・天ヶ瀬ダム再開発	山元博一	(1) 大戸川ダム、天ヶ瀬ダム再開発のうち大戸川ダムは「ダム以外の有効な方法がなく、住民の合意がある場合以外は原則としてダムを建設すべきでない。」との基本スタンスであるが、大戸川ダムは流域住民が合意しており。ダム以外の有効な方法は考えられない地域であることから、脱ダムから脱すべきである。(ダム建設不承認がありきの議論はやめるべき)	改正河川法規定の「河川整備計画」策定の意見を聴く委員会であることから、認められないの文言は不適切である。
71	4(2). 川上ダム	浅野隆彦	(ゴシック部追加) 調整が行われたとは認められない。また、木津川自流水からの0.358m <sup>3</sup> /s全量あるいは大部分取水の可能性は大きい。これについて、伊賀用水が永久水利権0.358m <sup>3</sup> /sを確保できるよう、整備局は積極的な支援を惜しんではならない。	流域委員会への意見書NO.977《伊賀用水問題を考える》で示しているように、木津川の自流水からの0.358m <sup>3</sup> /s取水は、大内地点流況観測データの欠陥などを正せば「確実に可能」であるとして来たが、更に現伊賀市水道守田水源の直ぐ横にあった「守田機械揚水」(慣行水利権0.16m <sup>3</sup> /s)が全く長期間使用されずに放棄状態に有る事が明らかになってきた。この水利権の「転用」を実施すれば、もうなんらの問題は存在しない。
72	4(2). 川上ダム	浅野隆彦	(ゴシック部追加) れたとは認められない。土砂の連続性を持続的に回復させる「高山ダム排砂トンネル連携堆砂対策」のような環境再生を目的化した「ダム・アセットマネジメント」が必要である。	流域委員会への意見書NO.936「既設ダムの堆砂問題を考える」に記述しているので、ご参照を。
73	4(2). 川上ダム	今本博健	4(2)川上ダム 3つめの「・」:再検討が必要	ダムの長寿命化対策では「利水者と調整」だけが問題なのではなく、考え方そのものにも不純がある。
74	4(2). 川上ダム	河合亮二	削除 全文 修正文 治水における上下流のバランス、上流域の治水効果、利水上の必要性に鑑み、可及的すみやかに実施することを求める。 なお、木津川水系の既設ダムの長寿命化対策上必要な容量等については、より詳細な計画を提示することを求める。	水没地の移転も完了していて、前述のとおり、残されたダム地点も少なく、今後の異常気象対策にも効果を発揮される。 治水・利水については前述のとおり。 既設ダムの長寿化対策は、ダムは半永久的な構造物であり、社会資本の老朽化、ライフサイクルコストの低減に対して、初期投資は重要な事項である。既設ダムのバックサンドの問題も緩和されるので、実施すべきである。

No.	項目名	氏名	具体的な修正文案	理由
75	4(2). 川上ダム	久保郁夫	4行目～6行目を削除  案文 ・ 木津川下流、淀川に対する洪水対策は、既に運用している高山ダムをはじめとする木津川ダム群と相俟っての運用は有効である。よって、現在整備中の川上ダムを完成させる。	昭和29年に瀬田川洗堰改築、天ヶ瀬ダム、高山ダムが計画。その後伊勢湾台風で名張市全市が瞬時に泥海化。このため名張川筋に青蓮寺ダム、室生ダム、比奈知ダムが計画され完成した。これらダム群の効果が大きいのは明白である。 川上ダムは木津川筋の唯一のダムで、こうした複数のダムの効果発現により木津川下流、淀川の洪水対策をするもので、一つのダムをとらえて効果が小さいとか、限定的であるとの評価はおかしい。
76	4(2). 川上ダム	坂森嘉夫	岩倉峡上流の木津川の河川整備は川上ダム・上野遊水地と河川掘削・岩倉峡の開削の3点で進められ、現在上野遊水地と川上ダムは地元住民の同意を得て用地を取得して工事が進み川上ダムでは付替道路工事等準備工事が進みダム本体工事の直前で整備計画の為5年間工事が停止している。整備計画では木津川中下流域の整備が進んでいないため岩倉峡の開削をやめ対象洪水を戦後最大洪水に縮小して上野遊水地と川上ダムの効果を検証して木津川及び淀川に有効であり、合わせて河川整備方針の計画洪水にも有効であることが検証された。また木津川上流では他に貯水予定地も無く治水水利に重要なダムであり川上ダムを実施する。	私は川上ダムの直下伊賀市神戸地区に住んでいます。伊勢湾台風では比土・古郡・上林・研川・上神戸・下神戸の全地区で浸水する大災害でした。名張川ではより大きな災害となりましたがその後青蓮寺ダム、室生ダム、比奈知ダムが完成して安全になりました。しかし我地区においては近年においても毎年のように国道の浸水等浸水被害に見舞われています。一刻も早い川上ダムの完成を待ち望んでいます。河川の整備においては地区下流の依郡古地区までは整備され930m <sup>3</sup> /sの流下能力が有りますが我地区においては1/3程度の流下能力しか無く又近年の異常気象による災害を考えると一刻も早い川上ダムの完成を待ち望んでいます。また当地区には市水道の未給水地があり水道事業を行い、あわせて下水道事業を行っています。治水水利に有効で大きなはたらきをする川上ダムの一刻も早い着工完成を願う。
77	4(2). 川上ダム	永末博幸	全文修正 上記と同様に、川上ダムの、特に上野地区への効果などを含んだ文章にする	前半部：大戸川ダムと同様であるが、特に川上ダムは木津川上流筋に設けられるダムで、上野地区に対する治水効果はもとより、名張川ダム群と連携して木津川下流、淀川にも大きな効果が期待できる。 後半部：委員長らが申し入れた大阪市の名張市への水融通について大阪市長はきっぱりと断られたという新聞報道を見たが、為政者としては当然の反対だと思う。 水問題は、意見書(案)が言うようなそんな単純なものではない。 ダムの長寿命化対策は、川上ダムを有効に利用するための施策であるが、そのための容量は緊急時の幅広い活用としても期待できる。
78	4(2). 川上ダム	丸山俊文	1ボツ目 削除	治水対策上の効果は小さくなく、又、限定的とは思いません。(整備局補足資料7～9p) 参照) 又、防災水準を上げるために左記(1)(2)のダムは必要と思います。
79	4(3). 丹生ダム	今井範雄	(3) 丹生ダム ・ 異常洪水対策容量の確保について、対象洪水規模を(昭和14, 15年洪水)としていることは過大である。→【削除】	○各実績の実績渇水に基づきシュミレーションした結果、最大の昭和14, 15年洪水を採用したものと理解します。 過大であるとの評価は不明であるが仮にそれが最大あるからということであるならば、それは、あくまで実績であり、将来の降雨が実績どおりとは限らない事などからして、一概に過大であるとは限定しがたいです。また、それ以上の渇水もそういわれます。

No.	項目名	氏名	具体的な修正文案	理由
80	4(3). 丹生ダム	今井範雄	・整備局が、天井川である……………提示する事を求める。→【削除】	○丹生ダムの話が世に初めて出たのは、昭和43年頃それから、紆余曲折を経、ダム計画に翻弄されながらやっと全ての集落の移転も終わり、残存集落の将来について本格的検討に入ろうとしていた矢先、流域委員会。 残存地域の方の今を思うと、当ダムに関わった一人として、全てを中止するのではなく、高時川・姉川の治水対策として早く整備計画の一施設として位置づけしていただきたいと思います。 ・整備計画については、時代に沿った見直しの必要性を前提としての思いです。 ・整備計画について、将来見直しがされないとか、流域委員会の意見を聴かないということでしたら、別ですが。前述したように、意見を聞くこととされているわけですから。
81	4(3). 丹生ダム	今井範雄	・また、「マイナス」1.5m以下は……………との関連が不明である。→【削除】	○琵琶湖開発時点において、利水については、マイナス1.5m迄は利用するがそれ以下については、明確な基準はしめされず、そのような状態が生じたら、大臣が関係機関等各方面の意見を聞いて決めるとされています。 一方、水位低下による生態系・生活等への影響を考慮すると、これ以上の水位低下（マイナス1.5m）させないという整備局のスタンスとは一致しており関連が不明とは思われません。 補償対象水位という言葉は無かったはず。補償対策水位が正解。
82	4(3). 丹生ダム	今井範雄	・仮に、既往最大渇水を対象とし……………確保の必要性は認められない。→【削除】	○渇水対策に於いて、不確定要素の高い、取水制限と維持流量の削減を全面的によりどころにして、不要であるとの意見には、賛成できない。 降雨形態の変化によるリスクもあります。
83	4(3). 丹生ダム	今本博健	4(3)丹生ダム 環境問題に触れる必要がある。	琵琶湖への影響を考慮して「流水型」を検討対象の一つにしており、環境は避けて通れない。
84	4(3). 丹生ダム	久保句子	異常渇水対策容量の確保について、対象渇水規模既往最大渇水（昭和14.15年渇水）としていることは過大である（削除）	毎年夏の高時川を見ていただければうるおいがなく石が白く土や砂が乾き産卵のために上がってきた小鮎の干乾し、よく見てください水のない川を。昭和14.15年だけでなく毎年瀬切れが日数が増えています。異常気象での降水量、増加による水害両面を持つ高時川であるから水面のあるダムが必要。
85	4(3). 丹生ダム	小谷興一	左記全行削除	異常渇水対策容量の確保の是非については今後起こりうる渇水に対する予測的見知、いわゆるこれまで実施されていない洗い堰の操作や、事例の無い取水制限等を見込んだ上での異常渇水容量の確保であり、異常渇水を検討する上で過去のデータが過大であるとか、必要性が認められないということは万人誰も言えないことであり、削除すべきである。
86	4(3). 丹生ダム	近藤斉伸	異常渇水対策容量の確保については、近年来より温暖化、気候変動により既往最大渇水年（昭和14、15年渇水）だけでなく、降水量（雨量、積雪）の減少は調査・統計上明らかである。	昭和14、15年渇水だけを取り上げ過大としているところが問題である。

No.	項目名	氏名	具体的な修正文案	理由
87	4(3). 丹生ダム	近藤斉伸	・・・既往最大渇水及び近年渇水状況から「マイナス1.5m以下に水位を低下させない」という前提を守りながら許容最大限の異常渇水容量を確保するために丹生ダムの機能は大きい。	・・・平水制限と維持流量の削減対応で解決する方法は琵琶湖環境保全から問題である。
88	4(3). 丹生ダム	近藤斉伸	整備局は天井川である姉川、高時川の堤防決壊対策について緊急性があると認識されており、既に洪水対策の必要性、緊急性や環境影響等の調査、検討がされており、治水を含めた丹生ダムの必要性は明らかである。	・・・調査、検討は充分なされていると認識している。
89	4(3). 丹生ダム	永末博幸	削除	昭和14, 15年の渇水は、取水制限することなく水補給すれば琵琶湖水位はマイナス3m以下にまで低下するほどの渇水である。これをマイナス1.5m、最大でもマイナス2.0m以内にとどめるためには非常に厳しい取水制限や維持用水の削減を余儀なくされることから、丹生ダムはスタート時点から異常渇水対策容量の確保を目的の一つにしている。「取水制限や維持用水の削減により対応できる可能性があることから」、必要性は認められないという意見書(案)は、過大な対象規模であるという意見を含めて昭和14, 15年渇水をよく認識していない意見になっている。
90	4(3). 丹生ダム	丸山俊文	1ボツ目 削除	異常渇水容量の確保で既往最大渇水は過大としているが、想定外の渇水規模でも対応できるような水管理をしていくことが、必要と思います。
91	4(3). 丹生ダム	丸山俊文	3ボツ目 削除	取水制限と維持流量の削減により対応できる可能性があるから異常渇水容量は不必要とあるが逆に対応不可能のこともあるので、今の時点で不必要というのはおかしいと思います。
92	4(3). 丹生ダム	丸山俊文	削除	原案でよい
93	4(3). 丹生ダム	三國昌弘	14・15行を削除 20行～22行までを削除	近年の少雨化傾向や異常気象からみて昭和14、15年渇水が過大とは言えない。 近年の少雨化傾向や異常気象からみて、異常渇水対策容量の確保は必要であり、「必要性は認められない」と断定することはできない。
94	4. (3) 丹生ダム	三國昌弘	第4段落を以下の文へ修正。 「天井川である姉川・高時川の堤防決壊対策について緊急性があると認識しているので、滋賀県とともに可及的速やかに洪水対策の必要性。緊急性や環境影響等を勘案して具体的なダム形式の整備計画案を策定すべきである。」	丹生ダムは、整備局の管理、ダムから下流琵琶湖までの管理は滋賀県である。姉川・高時川の管理は、滋賀県であり、河川整備計画は本来滋賀県が策定するので、整備局は、滋賀県を指導する立場にある。丹生ダムでは、建設用地の地形および土質から、ロックフィルダムとなっている。流水型ダムは、現在のダム技術から不安が多いと聞いている。「原案」では、貯水型ダムと流水型ダムの両論併記になっているが、「案」では、ダム形式の選定と位置づけが必要である。

No.	項目名	氏名	具体的な修正文案	理由
95	4(3). 丹生ダム	八木繁実	<p>「(3) 丹生ダム」の3段目の「仮に、・・・みとめられない。」の次に、次のとおり一部修正し追記する。</p> <p>一部修正及び追記分追記文 「・・・取水制限と維持流量の削減により対応できる可能性はあるものの、水位調整により琵琶湖が被る様々な負担を軽減する対策と、河川環境を守り、河川流域住民の生活の安定をはかる対策として、異常洪水対策容量の確保の必要性は認められる。」</p>	<p>利水面において、河川沿線地下表面水を、沿線集落における生活上水道に利用することは、古くからそうした仕組みが成り立ち現代に至っている。</p> <p>河川に適量な水量を流し、住民の安定した生活を保障することは行政の責務である。</p> <p>京阪神地帯の工業、生活水を保持するために、琵琶湖水位を調整するということは、滋賀県民特にびわこ周囲で生活するものにとって、水位調整により水位の上昇や低下がもたらす、漁業環境や、農業環境へ与える影響が大きく、重大である。</p> <p>貯水型ダムにより、琵琶湖の負担を軽減する対策は必須である。</p> <p>京阪神地帯の工業、生活水を保持するために、あくまで琵琶湖での水位調節にこだわり、琵琶湖へ流れる河川の瀬切れ対策の具体策を後回しにすることは、河川及び流域住民を犠牲にする施策と言わざるを得ず、流域過疎地の人口流出、流域集落の過疎化を助長する政策といわざるを得ない。</p> <p>貯水型ダムにより、琵琶湖の負担を軽減する対策ならびに、河川環境を守り、流域住民の生活の安定をはかる対策は必須である。</p>
96	4(4). ダム全般について	近藤齊伸	整備局の原案は詳細な過去の調査・統計と地元住民の意志、環境的問題、温暖化に伴う気象変動のシミュレーション等を踏まえて作成されたものであり、丹生ダム建設の必要性は明確である。	・・・整備局の説明はダムを造らんがためのつじつま合わせ・・・とは全く言語道断である。あらゆる選択肢を考えた上でのことである。
97	4(4). ダム全般について	佐藤登士彦	左記全行削除	意見内容の「ダムを造らんがための数字をつじつま合わせであり」との流域委員会という専門家集団の意見としてはあまりにもお粗末で、専門的な見知からの意見とは到底思えず、単なる素人個人的な見解である。
98	4(4). ダム全般について	清水章	<p>【修正前】 委員会は、現時点において、これらのダム建設の「実施」を淀川水系河川整備計画に位置づけることは認められない。</p> <p>【修正後】 委員会は、現時点において、これらのダム建設の「実施」を淀川水系河川整備計画に位置づけることは了解しがたい。</p>	流域委員会がまとめる意見書に拘束力はなく、建設の是非は最終的に国が決めるものである。
99	4(4). ダム全般について	田中三貴男	削除	「ダムを造らんがための数字のつじつま合わせであり・・・」あまりの暴論で腹立たしい。環境への影響もこれまでに十分調査検討されている。

No.	項目名	氏名	具体的な修正文案	理由
100	4(4). ダム全般について	中川芳江	<p>現行 「・・・整備局の説明は、ダムを造らんがための数字のつじつま合わせであり、環境への影響もダム建設を前提とした検討に過ぎない。」</p> <p>修正案 「・・・整備局の説明は、河川整備に対する社会的合意を形成するに足る説明には遠く及ばず、「ダムを造らんがための数字のつじつま合わせ」や「ダム建設による環境影響を軽んじている」と見なされても仕方ない程度の検討に留まっている。」</p>	<p>河川管理者は、委員会の場を通じて河川整備に対する社会的合意や社会的な支持を得られるだけの十分な説明を果たす責任と義務がある。現状で委員会に対する情報提供や河川管理者の検討深度は、この点において相当に不足している。河川管理者は、治水・利水・環境の総合的な結論として原案が最適であると自負するならば、論理的に支持され共感される情報を十分に提供するべきである。委員会としては、情報提供不足、説明不足、検討不足について、河川管理者の責務を問うことが重要であろう。</p>
101	4(4). ダム全般について	中川芳江	<p>現行 特に記述はない</p> <p>修正案 「誰が、何から、どうやって、誰を守るのか」について、委員会の意見を書きこむ。</p>	<p>少なくとも治水に関して、この点で河川管理者と委員会で意見が食い違っていると感じている。この相違点は、委員会が河川管理者案を認めたい理由の大きなひとつではなからうか。</p>
102	4(4). ダム全般について	中川芳江	<p>現行 「委員会は、現時点において、これらのダム建設の「実施」を淀川水系河川整備計画に位置づけることは認められない。」</p> <p>修正案 「委員会は、以上のような理由から、現時点において、これらのダム建設の「実施」を淀川水系河川整備計画に位置づけることを認めない。」</p>	<p>当意見（案）の基本的姿勢は支持しているが、全体に「ダム反対ありき」と受け止められかねない記述がある点が気になる。ダム建設を整備計画に位置づけない現時点での理由がどこにあるのかを明確にしておく必要がある。それは、当意見（案）が論理的検討の結論であることを示すために重要である。</p> <p>現時点で不採用とする委員会意見の理由を整理すると</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ダムの治水対策としての効果検証が不十分</li> <li>・ 優先すべき治水対策が他に存在する</li> <li>・ ダム対策の費用対効果検証が不十分</li> <li>・ 利水の弾力的検証が不十分</li> <li>・ 環境影響評価が不十分</li> <li>・ ダム対策の採用・不採用に関する社会的影響検討が不十分</li> </ul> <p>であろう。これらをより論理的かつ明確に記述することが重要と考える。</p> <p>なお、この意見（案）に対する反対意見についても、記載する場合には同様に、論理性に重きを置いて取り扱うべきものとする。</p>
103	4(4). ダム全般について	永末博幸	<p>削除</p>	<p>地元住民も発言しているように、これらのダムは40年も前から話を始め地元の理解と協力のお陰で水没者の移転がようやく完了するまでに成熟しているダムである。</p> <p>それを「ダムを造らんがためのつじつま合わせ」などと意見書（案）はよくも言えるものだと思ってしまう。と同時に、長年にわたり協力していただいている地元住民に対し申し訳ない気持ちである。</p>
104	4(4). ダム全般について	永末博幸	<p>全文修正 たとえば、ダムの正当な評価と、ダム建設への多額な事業費に鑑み事業効果の早期発現を記述した文章にする</p>	<p>「現時点においては事業費に見合う顕著な効果が認められない」というが、このようなことは何もダムに限ったことではない。</p> <p>意見書（案）が推奨する「耐越水堤防」も、技術的課題が解決されていない以上、現段階においてはダムに代わる効果として顕著な効果があるとは言いきれない。</p>

No.	項目名	氏名	具体的な修正文案	理由
105	4(4). ダム全般について	長谷川	(4) ダム全般について ・「しかし……検討したに過ぎない」に追加 その後、「また、地域住民の生命と財産を守るための効果算定に乏しい」	○平成13年2月に淀川流域委員会が開催されてから、各部会・運営会議・委員会等数多くの会議を通じて河川管理者から整備計画の原案等について、過去数回提出され、そのたび毎に内容等について説明・議論が実施されてきていると思います。しかし、委員は未だ十分に納得できるものであったとは言えない。と述べられています。  近畿地方整備局では、河川整備計画策定の中で基本的考え方を「本計画の対象機関は概ね20～30年間とする。ただし、……………社会状況の変化や新たな知見等による検討結果等踏まえて、整備内容を追加していくものとしている。」さらに「進捗状況の点検にあたっては、淀川流域委員会の意見を聴く」と述べられています。 流域委員会が設立されてから、6年、委員が十分に納得するまで計画が策定されないということは如何かと思います。委員一人一人にも考えがありますように、全ての委員の方全員が納得されるということは先ず無理であると思います。 また、流域委員会の役割は、河川整備計画（案も含む）の計画内容の進捗の点検にあたって意見を述べる（4つの役割）こととされており既に数回、整備計画原案等提示して、また、今回も「原案」の見直しする意見が提出されるようですか、いつまで議論をするのですか、そろそろ、まとめたら如何ですか。
106	4(4). ダム全般について	正田忠一	「委員会は、現時点において、これらのダム建設の「実施」を淀川水系河川整備計画に位置づけることは認められない」とあるが、賛否両論を併記すべきである。	流域委員会の議論を聞いていると、ダムの有効性、必要性を認める委員もいることから、賛否両論を併記すべきである。
107	4(4). ダム全般について	松坂義夫	*全文削除をお願いします。	*専門的知識も経験もない私は、今回の意見書のたたき台は、逆にダムの再開発と建設を反対せんがための意見書としか思えません。 *何故なら、 ・本意見書では、「ダムによる効果は限定的」と明記されていますが、「既設のダムのある河川の多くで、洪水調節により氾濫防止に効果を発揮している。」と聞いています。 ・気候の温暖化現象、食の自給率の拡大など、今後20～30年の間に、水の確保の必要性が増大すると予測することは、困難な環境の将来予測より容易であること。 ・このようなことから、建設を再開すれば数年で完成し、効果が期待できる建設段階のダムの中断あるいは先送りにとれる本文は現実的でないと思います。
108	4(4). ダム全般について	松田美子	全面修正。 とくに、p5、上から3行目の箇条書き「ダムを造らんがための数字のつじつま合わせ」の箇所は、撤回していただきたいと思います。	ダム建設については、これまで国と地方自治体、そして地元住民とが何十年単位に及ぶ長期間の検討と努力を積み重ね、協力してこられました。そのような検討の一端には流域委員会も当然参加しておられたはずなのに、「つじつま合わせ」という言葉が出てくること自体、水没者をはじめとする地元住民に対して全く責任を感じていないと言うほかありません。 もう一度、地元住民の意見を十分に反映した、ダム建設に向けた意見書を再考していただきたいと、節に願います。

No.	項目名	氏名	具体的な修正文案	理由
109	4(4).ダム全般について	松田美子	全面修正。 とくに、p5、上から3行目の箇条書き「ダムを造らんがための数字のつじつま合わせ」の箇所は、撤回していただきたいと思います。	ダム建設については、これまで国と地方自治体、そして地元住民とが何十年単位に及ぶ長期間の検討と努力を積み重ね、協力してこられました。そのような検討の一端には流域委員会も当然参加しておられたはずなのに、「つじつま合わせ」という言葉が出てくること自体、水没者をはじめとする地元住民に対して全く責任を感じていないと言うほかありません。 もう一度、地元住民の意見を十分に反映した、ダム建設に向けた意見書を再考していただきたいと、節に願います。
110	4(4).ダム全般について	三國昌弘	3行～6行までを削除	「ダムを造らんがための数字のつじつま合わせ」とは、いかに弱腰の整備局といえども国を冒瀆した暴言である。
111	4(4).ダム全般について	三國昌弘	10・11行を削除	河川整備計画においてダム建設は、国（整備局）が、流域委員会のみならず、各府県知事、関係首長、住民の意見を聴いて総合的に判断し策定するものであるため、流域委員会が判断するものではない。
112	4(4).ダム全般について	山根博孝	左項目全行削除	未だ流域委員会においてもダム建設の是非が議論されている中、また今後意見集約される見込みの無い中、一方的にダム建設の実施を位置づけることは認められないという意見は出せないはずである。
113	4(4).ダム全般について	山元博一	河川環境に与える影響や～顕著な効果が認められない。上流の安全確保措置を含みダムを否とする論拠不足とダム否の場合の河川整備手法を盛り込むこと。	淀川水系流域委員会の呼称のとおり、川上（上流）の洪水対策、生命、財産の保全を担保した議論がなされてこそ、水系流域委員会である。（水は上から下へ）
114	4(4).ダム全般について	横山琢三	左項目全行削除	この河川整備計画（原案）は平成13年から実に6年以上の月日と長きに亘る議論を経て、河川管理者としてようやく示された原案であり、ダム建設を前提とした議論であるならば、何もこれだけの時間と労力をかける必要もなかったはずであり、当然流域委員会だけの意見を聞いて出された原案では無いものである。このため安易に数字のつじつま合わせやダム建設を前提とした今回の流域委員会の意見案は誠に遺憾であり、節に安全を求める地域住民の思いを愚弄した意見であり削除されたい。
115	4(4).ダム全般について		追記文 位置づけることは、部分的に認められない。	
116	全体	田村孫健	流域委員会ではダムの有効、必要性を認める委員もいる旨を併記をお願いします。	治水を専門とする委員を中心にダムも有効との意見も多くありました。大戸川ダムはすでに住民も移転済で工事も進んでいる。流水ダムであれば危険水位内で一週間程度で平常の水位に戻るのであれば、従来の洪水時と同じであるので自然環境は変わらない。

No.	項目名	氏名	具体的な修正文案	理由
117	全体	山元博一	淀川水系整備計画原案に対する意見については、ダムの治水効果に対する賛否の両論の委員意見を併記されるべき。	意見書（案）に対して委員からは、賛否両論の意見が出ている現状と治水専門的な委員は「ダムは治水に有効」「ダム以外の代替案は実現性がない」などの意見もあることから意見書のまとめ方としては両論の意見を同等に扱うべきではないかと考える。
118	全体	山元博一	原案に対して見直すことを求める等々の文言が多用されている。又、終わりに淀川水系河川整備計画に位置づけることは認められない。とあるように認められない。の文言も多用されている、諮問機関としていかなものか。削除、若しくは修正すべき。賛否両論の意見がある。	流域委員会は淀川水系河川整備計画原案の諮問について、その考え方を答申として提出すべきものであり、原案の再提示を求めるのは不可思議である。又、流域委員会がまとめる意見に拘束力はない。建設の是非は最終的に国が決定することである。諮問機関を逸脱する行為である。